破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１５７号
さいたま市中央区本町東１―17―２　スカイハイツ202　蔦澤美香方、住民票上の住所群馬県館林市西高根町24番地の19
債務者　蔦澤　　淳
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０８号
さいたま市桜区栄和２丁目１番３号　ヴィラアルテミス102
債務者　岩端　秀明
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５５号
埼玉県和光市新倉２丁目24番88号
債務者　益山美枝子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４４号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目３番46号　レッツ朝霞台102号、旧住所福島県いわき市常磐湯本町吹谷129番地の12　千竜荘２―２
債務者　高原　　敏
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
埼玉県草加市松原１丁目１番６―2014号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
埼玉県春日部市道口蛭田136番地１　ルネ春日部３―308、前住所埼玉県越谷市千間台東１丁目８番地７　セジュール千間台101号
債務者　根本　　智
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
埼玉県春日部市大枝649番地３
債務者　池田　智子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
埼玉県比企郡川島町大字中山2108番地８
債務者　白倉　知則
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４８号
埼玉県坂戸市浅羽野１丁目８番地１　トゥモローウイングスＢ―201号室
債務者　荻島　和代
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５８号
埼玉県川越市大字笠幡2401番地12
債務者　片島　志保
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５６０号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目10番12号　長沢ハイツ203
債務者　イッタク　スサナ　メンデス（旧姓スサナ・メンデス・サイトウ）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５６３号
埼玉県川越市新宿町３丁目17番地13　グーディッシュ川越アルバートル102号
債務者　長根　寿明
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3594番地の５　ハイムⅠ　アイ　101
債務者　田口　麻美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７５号
新潟県燕市分水桜町３丁目７番18号　平松アパート２号
債務者　平野麻沙美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第８６号
新潟県加茂市都ケ丘８番４号
債務者　藤田佐緒里
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１３５７号
札幌市北区屯田６条２丁目４番12号
債務者　亀田　久喜
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２４号
札幌市白石区東札幌６条５丁目１番35号　ハイツ熊坂Ａ―201号
債務者　岡崎　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで札幌地方裁判所民事第４部